

◎学校感染症による出席停止について

学校感染症とは、「学校において予防すべき感染症」の通称であり主に下記の感染症を示します。感染症に罹患し、医師より出席停止の指示を受けた際は、学校保健法施行規則第19条の規定により「出席停止」となりますので、速やかに担任までご連絡ください。出席停止期間の判断には発症した日が起算日となりますので、あわせてお知らせください。

感染症の種類	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
感染性胃腸炎	病状により医師によって感染のおそれなくなったと判断されるまで
マイコプラズマ肺炎	
溶連菌感染症	
結核	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快(※)後24時間経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。



◎独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下における生徒の負傷・疾病等で医療機関を受診した際の医療費等の給付を行う制度です。土日祝や長期休業中のものでも、学校の教育計画に位置付けられていれば給付の対象となります。申請する方は教員までご連絡ください。

- 傷病にかかる初診から治癒までの医療費総額が5000円（保険証を使用して1500円）以上の場合が対象です。
- 給付事由が生じた日（災害日）から2年間請求を行わないと時効となり請求ができなくなります。
- 第三者の加害行為（犯罪被害・傷害行為・交通事故等）については、制限があります。特に、登下校中の交通事故（対バイク・対車）については、加害者が判明している場合は「自動車損害賠償責任保険」の手続きが優先となります。

❀学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方を紹介します❀

内科	若杉 佳代子 先生	永島医院	眼科	今井 康雄 先生	いまい眼科
	梁 広 先生	やな内科医院	耳鼻科	目澤 良憲 先生	丸山記念総合病院
歯科	松丸 和郎 先生	松丸歯科矯正 歯科医院	薬剤師	高山 昭一 先生	高山薬局
	天野 知彦 先生	天野歯科医院	今年度もお世話になります☺		

